

償却資産地方税法特例対象資産一覧表（地方税法条例より抜粋）

法令条	項	号	対象資産	特例率	取得期間	特例適用期間	添付書類（案）
地方税法第349条の3関係（以下「法第349条の3」と記載しています。）							
法第349条の3	第2項		一般ガス導管事業者が新設した同条第五項に規定する一般ガス導管事業の用に供する償却資産	1/3 （最初の5年）	H29.4.1～	5年間	ガス事業法に基づく許可証の写し
				2/3 （次の5年）	H29.4.1～	5年間	
	第5項		内航船舶 外航船舶及び準外航船舶以外の船舶（専ら遊覧の用に供するもの※その他の総務省令で定めるものを除く。） ※快遊船・遊漁船・モーターボート競争の用に供するモーターボート	1/2	期限なし	期限なし	船舶原簿、動力船舶登録簿、船舶国籍証書、船舶検査票の写し等
	第27項		家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	1/2 わがまち特例	期限なし	期限なし	許認可証の写し
	第28項		居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	1/2 わがまち特例	期限なし	期限なし	
第29項		事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	1/2 わがまち特例	期限なし	期限なし		
○地方税法附則第15条関係（以下「法附則第15条」と記載しています。）							
法附則第15条第2項関係 公害防止施設等							
法附則第15条	第2項	第1号	水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で総務省令で定めるもの	1/3 わがまち特例	R4.4.1～R6.3.31	期限なし	当該設備仕様書、産業廃棄物処理施設設置許可証（県）
		第2号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設で総務省令で定めるもの	1/2	R4.4.1～R6.3.31	期限なし	当該設備仕様書、産業廃棄物処理施設設置許可証（県）
		第3号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物の最終処分場で総務省令で定めるもの	2/3	R4.4.1～R6.3.31	期限なし	当該設備仕様書、産業廃棄物処理施設設置許可証（県）
		第4号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの （イ）石綿（アスベスト）が含まれている産業廃棄物 （ロ）イ以外の産業廃棄物	1/2（イ） 2/3（ロ）	R4.4.1～R6.3.31	期限なし	当該設備仕様書、産業廃棄物処理施設設置許可証（県）
		第5号	公共下水道を使用する者が設置した除害施設で総務省令で定めるもの	4/5 わがまち特例	R4.4.1～R6.3.31	期限なし	当該除害施設の設置届出書（町）、当該施設仕様書
法附則第15条第25項関係 再生可能エネルギー発電設備							
法附則第15条	第25項	第1号	イ 太陽光発電設備（1,000kw未満）	2/3 わがまち特例	R2.4.1～R6.3.31	3年間	再生可能エネルギー発電事業計画認定通知書の写し、出力規模・発電能力等がわかる書類
法附則第15条	第32項		企業主導型保育事業の用に供する償却資産	1/2 わがまち特例	H29.4.1～R6.3.31	5年間	助成決定通知書の写し、仕様書
				1/2	R5.4.1～R7.3.31	3年間	
				1/3	R5.4.1～R6.3.31	5年間	
法附則第15条	第45項		中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備導入計画に基づいて取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物付属設備	賃上げ表明なし	R5.4.1～R7.3.31	3年間	認定計画申請書一式の写し、認定書の写し
				賃上げ表明あり	R6.4.1～R7.3.31	4年間	
旧法附則第64条			中小企業経営強化法に規定する認定先端設備導入計画に基づいて取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物付属設備並びに構築物	0/10 わがまち特例	R3.4.1～R5.3.31	3年間	認定計画申請書一式の写し、認定書の写し
<p>・この表は地方税法より特例関係法令を一部抜粋し、まとめたものになります。この表以外の特例対象資産を適用する際は、関係法令をご確認もしくは税務課までお問い合わせください。</p> <p>・地方税法の新設・廃止・縮小・拡張されることがありますので、申告の際は最新の関係法令を確認ください。</p> <p>・わがまち特例とは、「地域決定型地方税制特例措置」のことで地方自治体が自主的に判断し、条例でその特例の率を決定できるようにする仕組みです。聖籠町では表中の（わがまち特例）と記された資産が対象となります。</p>							